

賛助会員規約

(規約の定義)

第1条 定款第7条の規定により、本協会に設ける賛助会員制度の運営その他については、本規約の定めるところによる。

(賛助会員制度)

第2条 当協会は、企業や団体などが発信した情報が、受信者にとって「見やすく、わかりやすく、伝わりやすく」デザインされているかを研究し、情報の伝達効率を高め、発信者と受信者とのコミュニケーションを円滑にすること（以下、コミュニケーションのユニバーサルデザイン化という）によって、企業活動の活性化と生活者中心の暮らしやすい社会の実現を両立して、経済の発展や公益の増進に寄与することを目的とする。

賛助会員制度は、本協会に対する協力及び事業活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

第3条 賛助会員の資格を有する者は、本協会の活動の主旨に賛同し、本協会の事業の円滑な実施に協力しようとするものとする。但し、本協会の社員総会における議決権は有しない。

(賛助会員に対する事業)

第4条 本協会は、第1条および第2条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本協会が作成又は発行する資料の提供
- (2) 本協会又は会員との情報交換のための懇談会等の開催
- (3) その他第1条および第2条の目的を達成するために必要な事業

(加入)

第5条 賛助会員たる資格を有する者は、本協会の承諾を得て、加入するものとする。

2 前項の諾否は、理事長が決するものとする。

3 賛助会員として加入しようとする者は、別に定めるところにより入会金を納付するものとする。

(会費)

第6条 賛助会員は、年会費を毎年6月末までに納入するものとする。

2 会費の額は、法人・団体会員は1口100,000円とし、1口以上を負担するものとし、別に定める基準により本協会と協議のうえ決定するものとする。

但し、当分の間50%減額して1口は50,000円とする。

尚、法人は規模に応じて相応の口数とする。

個人会員は1口12000円とする。

3 当協会の事業年度(4月1日に始まり翌年3月31日に終了)の中間期を越えて入会する場合の初年度の年会費は前項の金額の半額とする。

(脱 退)

第7条 賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本協会に届け出て脱退するものとする。

(会員の資格の喪失)

第8条 当協会の賛助会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 個人会員が後見開始または保佐開始の審判を受けたとき

(3) 個人会員本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である法人・団体が消滅したとき

(4) 1年以上会費を滞納したとき

(除 名)

第9条 本協会は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

(1) 当協会の定款または規約に違反したとき

(2) 当協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(守秘義務契約)

第10条

賛助会員に入会するにあたり、当協会と守秘義務を別途締結するものとする。

(そ の 他)

第11条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会の定めるところによる。

付 則 本規約は、平成24年4月1日より施行する。